

企業型確定拠出年金制度の導入について 会社から詳細な説明を受ける！

J R 四国労組は、9月21日の団体交渉において「企業型確定拠出年金制度の導入」について提案を受け、10月13日付で具体説明要求を申し入れていたところ、本日回答を受けた。

【発第31号「企業型確定拠出年金制度の導入」について具体説明要求の申し入れ】

- 1 あらためて制度導入の理由・目的・効果（メリット・デメリット）について明確かつ詳細に示されたい。

（1）制度導入の理由及び目的

社員の定年退職後、積み立ててきた年金資産を一時金もしくは年金の形式で受け取ることで社員退職後の生活設計をサポートすると共に、会社の福利厚生を充実させ、社員が安心して長く働ける会社にしていくため当該制度の導入することとしました。

（2）効果（メリット・デメリット）について

組合員のメリット

- ・掛金の所得税が非課税となります。
- ・掛金は社会保険料の対象外となります。
- ・積み立てた年金資産の運用益は非課税となります。
- ・事務手数料が会社負担となるため不要です。

組合員のデメリット

- ・60才になるまでは積み立てた年金資産の引き出しは出来ません。
- ・運用商品によっては元本割れの可能性があります。
- ・国の年金制度の受取額が減少する可能性があります。

会社のメリット

- ・税金、社会保険料の控除ができます。
- ・会計上、福利厚生費として計上できます。

会社のデメリット

- ・口座管理手数料、資産管理手数料など事務手数料の負担が必要となります。
- ・制度の事務処理などが必要となります。

JR四国労組 自動車支部ニュース

2023年10月26日（No.4／2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

- 2 加入対象者を「60歳未満の社員」としているが、加入に対する選択は個人に委ねられるものか、明らかにされたい。なお、加入しない組合員に対して不利益がないよう取り扱われたい。

ライフプラン支援金制度自体は会社の福利厚生の一環ですが、確定拠出年金への加入については個人の判断になります。

なお、一度加入した場合、途中での契約解除はできないため加入時に十分な検討が必要です。

また、加入しない組合員へは一時金としてライフプラン支援金基準額が支給されるため不利益はありません。

- 3 個人のメリットとして、「所得控除」などが挙げられているが、具体例をもって明らかにされたい。また、組合員個人として経済的に負担するものの有無について明らかにされたい。

個人の所得税の具体例は次のとおりです。

例）基本給19万円 賞与支給率1.45ヶ月（積立60,000円）の場合
（円）

DC加入の有無	所得税対象額	税 額
未加入者	275,500	14,215
加入者	215,500	11,175
差 額		3,040

※年末調整に係る控除分は算定から除外しています。

組合員の経済的な負担については、企業型DCに係る手数料等を会社が負担するため、組合員の負担はありません。今回の施策による組合員の雇用への影響は大きくないものと考えており、今回の施策のみでは組合員の異動や配置転換などについては考えていません。

- 4 個人のデメリットとして、元本割れの可能性を指摘しているが、運用商品内容及び選定方法について明らかにされたい。特に、損失が生じた場合の会社等による補填・保障等の有無について明らかにされたい。

運用商品については、貯める商品（元本確保型）と増やす商品（投資信託）があり、組合員への投資教育において詳細を説明します。各自で商品の選定及び運用するもので、会社が元本割れによる損失などの補填及び保障等はしません。

JR四国労組自動車支部ニュース

2023年10月26日（No.4/3）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

- 5 会社における手数料について明らかにしたうえで、かかる経費負担と社会保険料等の経費削減効果について、明らかにされたい。また、親会社が導入している制度や銀行等を選択することによるメリットについて詳細に説明されたい。

加入者1名につき（口座管理手数料+資産管理手数料）352円/月必要です。

経費削減効果（参考例）

【軽減額】

基本給 19万円 賞与支給率1.45ヶ月（積立60,000円）の場合
（会社負担）

DC未加入：社会保険料（44,080円）※健康・介護・厚生年金・雇用保険等

DC加入：社会保険料（33,726円）

軽減額：社会保険料（10,354円） 計：10,354円/賞与1回あたりの軽減額

※軽減額10,354円×2=20,708円/年

※事務手数料352円×12=4,224円/年

差引：16,484円軽減/年

親会社が導入している取扱銀行とすることで、JR四国との「連合型（グループDC）」となり、準備作業及び運操作業が軽減され、導入準備期間も短縮されます。（JR四国が代表会社となる。）。

- 6 ライフプラン支援金基準額を60千円とした根拠について明らかにされたい。

加入しやすいことを考慮し、月のDC掛金を10千円としました。

- 7 賞与とライフプラン支援金の関係性を明らかにされたい。特に、期末賞与の回答において、どのような回答になるのか例示されたい。あわせて、賞与が支給されない場合（賞与が60千円を下回る）の取り扱いについて明らかにされたい。

賞与にライフプラン支援金を含めて支給することとなるため、従来どおりの回答を考えています。

賞与が支給されない場合であっても、掛金の最低額（月額1千円）をライフプラン支援金として支給することとなります。

例）基本給19万円、賞与支給率1.45ヶ月の場合

賞 与 (215,500円)	ライフプラン支援金 (60,000円)
-------------------	------------------------

← 合計支給額 (275,500円) →

合計支給額 (275,500円) - ライフプラン支援金 (60,000円) = 賞与 (215,500円)

JR四国労組 自動車支部ニュース

2023年10月26日（No.4 / 4）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

- 賞与として支給：215,500円
- ライフプラン支援金として支給：60,000円
 - ・確定拠出年金に加入しない（コース①）：一時金として6万円支給
 - ・確定拠出年金掛金 3万円拠出（コース⑤）：一時金として3万円支給
 - ・確定拠出年金掛金 6万円拠出（コース⑧）：一時金としての支給なし。

8 ライフプラン支援金に対する期間率や成績額の適用方等について明らかにされたい。また、休職や退職等による場合の賞与の取り扱いを踏まえ、ライフプラン支援金の取り扱いを明らかにされたい。

賞与算定時に成績額及び期間率を加味し、その合計支給額からライフプラン支援金を支給します。ただし、支給額が6万円以下の場合、6千円とします。

例1) 基本給19万円、賞与支給率1.45ヶ月、期間率100%、成績額+10,000円の場合

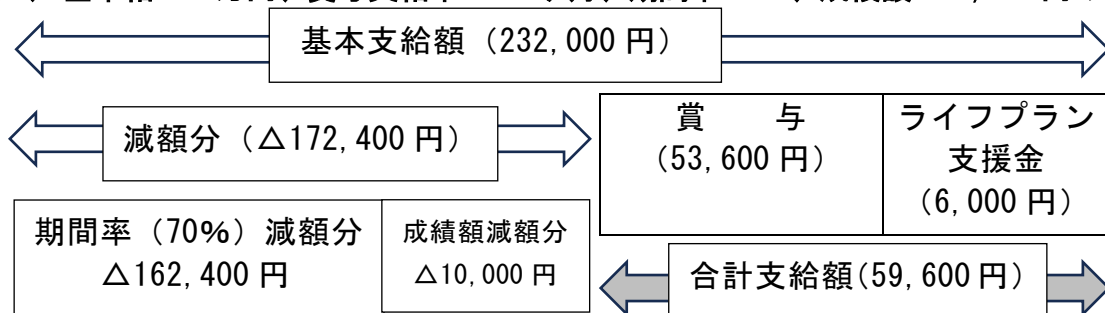


合計支給額 (285,500円)

＝基本支給額 (275,500円) × (期間率 1.0) + 成績額 (10,000円)

賞与 (225,500円) = 合計支給額 (285,500円) - ライフプラン支援金 (60,000円)

例2) 基本給16万円、賞与支給率1.45ヶ月、期間率30%、成績額△10,000円の場合



合計支給額 (59,600円)

＝基本支給額 (232,000円) × (期間率 0.3) - 成績額 (10,000円)

賞与 (53,600円) = 合計支給額 (59,600円) - ライフプラン支援金 (6,000円)

賞与算定時に期間率及び成績額を加味し、合計支給額が6万円以下となるためライフプラン支援金は6千円になります。

また、休職及び退職等による場合のライフプラン支援金の取り扱いについては、賃金規程に定める賞与の支給範囲が前提となります。

JR四国労組 自動車支部 ニュース

2023年10月26日（No.4／5）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

- 9 確定拠出年金掛金の新規加入、年金・一時金の受け取り方の選択、掛金額の変更等に関する手続きについて明らかにされたい。一度加入した者がすべて一時金で受け取る場合の手続きについて明らかにされたい。

- ・ 毎年5月に新規加入の申し込みとコース選択の変更の受付を実施します。
- ・ 60才到達により資格喪失となる方に対し、信託銀行から手続き案内資料が送付されます。その後の積み立てた年金資産の受け取り方法は、年金、一時金、両方の組み合わせがあるため、三井住友信託確定拠出年金コールサービスにて相談のうえ本人が決めます。
- ・ 一度加入すると、任意での脱退はできないため、受け取り開始時期になってからの手続きとなります。

- 10 個人型確定拠出年金制度に加入している組合員の取り扱いについて明らかにされたい。

企業型拠出年金へ移管、個人型確定拠出年金（iDeCo）と併用のいずれかを本人が選択できます。

- 11 労使協議の後の導入に至るまでのスケジュールを明らかにされたい。また、投資教育説明会の内容を明らかにされたい。加えて、説明会の時間に対する勤務の取り扱いについて明らかにされたい。

労使協議後、規程等を整備します。従業員への投資教育については、2024年春頃、社員全員を対象として集合説明会またはDVD視聴による専門講師の説明会を計画します。

投資教育説明会への参加は勤務扱いとします。

その後加入の申し込み、加入手続きとなる見通しです。

- 12 ジェイアール四国バスを退職した場合の取り扱いについて明らかにされたい。特に60歳まで引き出すことができないとあることから、退職後から60歳までの取り扱いについては詳細に示されたい。

退職時に預かっている掛金がある場合、本人へ返還します。また、DCとして既に積み立てた年金資産は60歳まで受け取れないため、iDeCo（個人型DC）に移管するか、転職先のDC制度に移管することになります。

中途退職後、6か月以内に前述の移管をしなかった場合は、DCの資産は国民年金基金連合会に自動的に移管されます。

自動移換されると、手数料等がかかり、自動移換の間は通算加入者期間に算入されないため長期間放置した場合、60歳からも受け取れなくなる可能性があります。

JR四国労組自動車支部ニュース

2023年10月26日（No.4／6終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

13 定年退職後に年金として受け取る場合の注意点等があれば、明らかにされたい。

DC等の加入期間が10年未満の場合は60歳からは受給できず、受給可能になるのは以下の時期になります。

通算加入者等期間8年以上 10年未満⇒61歳以降受取可能

通算加入者等期間6年以上 8年未満⇒62歳以降受取可能

通算加入者等期間4年以上 6年未満⇒63歳以降受取可能

通算加入者等期間2年以上 4年未満⇒64歳以降受取可能

通算加入者等期間2年未満 ⇒65歳以降受取可能

受給可能後、年金または一時金として受給することになります。

14 加入後の運用に関するフォローアップ体制について明らかにされたい。

運用に関すること、その他のDCに関することのお問い合わせ先「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」（フリーダイヤル）に各個人で問い合わせることになります。

15 制度導入後に入社する社員に対する取り扱いについて明らかにされたい。

入社後、加入資格ができた場合、法令等で定めるDC説明資料（スターターキット）を対象者に渡し、投資教育（DVD視聴）をした後、最初に到来する5月に申し込みを行い加入することができます。

組合は持ち帰り業務対策委員会を開催し、今回提案された「企業型確定拠出年金制度」については、上記申し入れの回答を踏まえ、福利厚生の実充等が図れるものと判断し、導入することを了承することとした。

以 上